

米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策の強化を求める意見書

令和2年7月15日までに、嘉手納基地内において5人が新型コロナウイルスに感染したと発表された。7月16日には米軍関係者と接触があった可能性がある沖縄市民への感染も確認がされた。

県内においては、米軍普天間飛行場、キャンプハンセンにおいて大規模なクラスターの発生が疑われ、7月19日までに在沖米軍基地内での感染者数が143人に達している。

嘉手納基地に隣接する沖縄市においても、フェンス1枚を隔てて隣り合わせの生活を余儀なくされている市民に大きな不安と衝撃を与えている。

さらに、米軍人・軍属は基地内だけに居住しているわけではなく、基地内においては基地従業員との接触、基地外であれば飲食店等で市民と接触している可能性がある。

沖縄県並びに本市においては、これまで一体となって県内での新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組み、2カ月以上も新規感染者を発生させないなど、対策の効果が現れていた中で、米軍基地内で感染が拡大したことは極めて遺憾である。

よって、沖縄市議会は市民の生命、財産、人権を守る立場から、米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策の強化を、下記事項について要求する。

記

1. 米軍基地関係者及び感染者に接触した可能性のある人全員を対象にPCR検査等感染防止を徹底すること。
2. 感染拡大が収束するまで、軍人のローテーションを見直し、米本国から日本、沖縄への移動を行わないこと。
3. 基地外の宿泊施設で実施している移動制限措置については、基地内で実施すること。
4. 基地従業員のPCR検査等、感染予防対策を徹底し、自宅待機等の措置を取る場合は、待遇保障と給与補償を確実に行うこと。
5. 感染拡大が収束するまで、軍人・軍属の基地外への外出禁止措置を徹底すること。
6. 米軍関係感染者の行動履歴の徹底調査と、市民県民に情報提供を行うこと。
7. 感染防止のための軍の指示や行動制限を遵守させること。
8. 日米地位協定を抜本的に改定し、検疫法等の国内法を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年7月20日
沖縄市議会

宛先

内閣総理大臣 防衛大臣 外務大臣 外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長